

指定居宅介護支援事業所 運営規程

プラン ここなつつ

(事業の目的)

第1条

介護隊株式会社が開設する プランここなつつ(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、可能な限りご自宅に於いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。
- 2 要介護状態又は要支援状態にある高齢者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設サービス等、多様な事業所との連携により、総合的かつ効果的に介護計画が提供できるよう配慮して行なう。
- 3 要介護状態又は要支援状態にある高齢者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は、特定のサービス事業者に偏することがないよう公平・中立に行なう。
- 4 事業を行なうにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 プラン ここなつつ
- 2 所在地 神奈川県綾瀬市寺尾台1-1-2 笠間第一ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- 2 主任介護支援専門員 1名以上 (常勤専従)
介護支援専門員 1名以上 (常勤専従)
介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。
 - ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成する。
 - ② 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日は営業しない。
- 2 営業時間 午前9:00から午後5:00までとする。
- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供

した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析の方法はMDS－HC方式等を用いる。

- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、綾瀬市、海老名市とする。

(相談・苦情対応)

第8条

- 1 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。
- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条

- 1 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条

- 1 当事業所は、提供した居宅支援事業所又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者またはご家族からの苦情・ハラスメントに敏速かつ適切に対応するために必要な措置を存するものとする。
- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し介護保険法第23条の規定により市が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市が行う調査に協力するとともに市から指導または市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条

- 1 事業所は利用者または家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した医療 介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを巡視し適切な取り組み取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た 利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意をあらかじめ書面にて得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会は、定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 上記1～3を実施するための責任者を決定する。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

事業所は、感染症や非常災害の発生において利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するためのおよび非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画の従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し事業所計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条

事業所は事業所において感染症が発生しまたは蔓延しないように次の各号に掲げる措置を論ずるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともにその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する

(身体拘束)

第15条

事業所は当該利用者またはほかの利用者等の生命または進退を保護するため緊急止むを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限するため(以下「身体的拘束」という)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

(その他運営に関する重要事項)

第16条

当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|---------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 継続研修 | 年 1 回 |

- 2 従業員は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員と

の雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は介護隊株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

この規程は、令和8年9月17日から施行する。